

北塩原村農業集落排水事業

経営戦略

令和 7 年 2 月

北塩原村

目 次

1	経営戦略の策定について	1
1.1	経営戦略策定の目的	1
1.2	経営戦略の位置づけ	1
1.3	計画期間	2
2	農業集落排水事業の概要	3
2.1	農業集落排水事業の沿革	3
2.2	施設の概要	4
2.3	組織体制	5
2.4	地方公営企業法の適用	5
3	農業集落排水事業の現状と課題	6
3.1	普及状況	7
3.2	施設の状況	8
3.3	経費回収率と汚水処理費原価	9
3.4	使用料単価・農業集落排水使用料	11
3.5	企業債残高	12
3.6	一般会計繰入金	12
3.7	収益的収支比率（法非適用企業）	14
3.8	現状と課題のまとめ	15
4	将来の見通しについて	17
4.1	人口の予測	18
4.2	有収水量の予測	21
4.3	使用料の見通し	22
4.4	普及状況の見通し	23
4.5	水洗化率の見通し	24
5	投資・財政計画	25
5.1	今後の施設の改築・更新予定	27
5.2	収益的収支の状況	28
5.3	資本的収支の状況	30
5.4	企業債残高の状況	32
5.5	一般会計繰入金の状況	32
5.6	汚水処理原価と経費回収率の状況	33
6	経営の基本方針	36
6.1	上位計画における下水道事業の整備方針	36
6.2	広域化・共同化計画の取組	37

6.3	農業集落排水事業の経営方針.....	39
6.4	収支ギャップ解消の施策体系.....	41
7	経営戦略の事後検証.....	41

1 経営戦略の策定について

1.1 経営戦略策定の目的

農業集落排水は、農業振興地域の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的とした地域住民には欠かせないインフラであり、将来にわたって事業を継続し安定的なサービスの提供が求められる。

しかしながら、農業集落排水事業を取り巻く社会情勢は、大規模災害の発生リスクの増大、施設の老朽化、少子高齢化、経済成長の低迷等、年々深刻化が増しており、農業集落排水事業の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定・改定への取り組みを要請している。

当村においては、令和6年度に官公庁会計から公営企業会計へ移行し、経営状況や財政状態が明確となった。本経営戦略は経営環境の変化に適切に対応し、今後も村民に下水道サービスを持続的、安定的に提供していくための指針として平成29年度に策定した経営戦略の改定を行い、より一層の経営の効率化、健全化に向けた取り組みを進めていくこととする。

1.2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、平成29年度に策定した「第五次総合振興計画」、「北塩原村公共施設等総合管理計画」を上位計画として、平成27年度策定の農業集落排水事業計画概要書（機能強化対策）や令和3年度に策定した北塩原村農業集落排水施設最適整備構想との整合を図る。



図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.3 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とし、本経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図る。

また、5 年ごとに経営環境の変化や投資事業の進捗等に対して計画内容の見直しを行うこととする。

計画期間	令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度
------	-----------------------------

また、長期目標を設定するために、令和 7（2025）年度から令和 56（2074）年度の 50 年間を試算期間とし、長期間の将来試算を行う。

試算期間	令和 7（2025）年度から令和 56（2074）年度
------	-----------------------------

2 農業集落排水事業の概要

2.1 農業集落排水事業の沿革

農業集落排水事業は、早稲沢地区は平成 6 年度、金山地区は平成 7 年度、桧原地区は平成 8 年度にそれぞれ整備に着手し、早稲沢地区は平成 8 年度、金山地区は平成 10 年度、桧原地区は平成 13 年度にそれぞれ供用開始し、整備状況は概成している。令和 5 年度時点での人口普及率は 9.7%、水洗化率は 94.0%となっている。

表 2-1 農業集落排水事業の経緯

年 月	内 容
平成 6 年	早稲沢地区整備着手
平成 7 年	金山地区整備着手
平成 8 年	桧原地区整備着手
平成 8 年	早稲沢浄化センター供用開始
平成 10 年	金山浄化センター供用開始
平成 13 年	桧原浄化センター供用開始

2.2 施設の概要

農業集落排水事業は、早稲沢地区、金山地区、桧原地区の3処理区で構成されている。各処理区の施設の概要を示す。

表 2-2 施設の概要

項 目	早稲沢浄化センター	金山浄化センター	桧原浄化センター
供用開始年月日	平成 8 年	平成 10 年	平成 13 年
位置	檜原墓下	檜原無縁原	檜原水無原
処理方式	JARUS－ XII・G 型	JARUS－I型	JARUS－I型
計画人口（人）	940	240	330
管渠延長（km）	1.8	1.4	1.0

公共投資ジャーナル社 農業集落排水事業データファイル 2022、令和 5 年度決算統計より

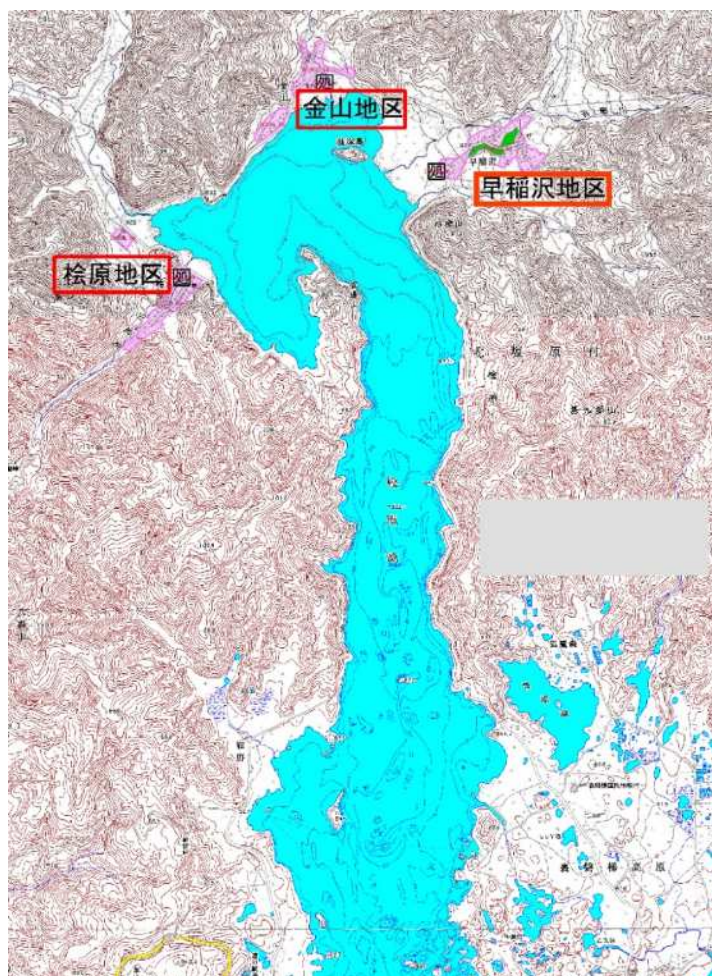


図 2-1 農業集落排水施設最適整備構想図

2.3 組織体制

農業集落排水事業を担当する組織である建設課は、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水施設事業を所管している。

組織体制は、建設課課長、建設係（職員 7 名）の体制であり、下水道事業の担当は 1 名が兼務で行っており、農業集落排水事業の専任職員はいない。

【建設課建設係 組織体制】

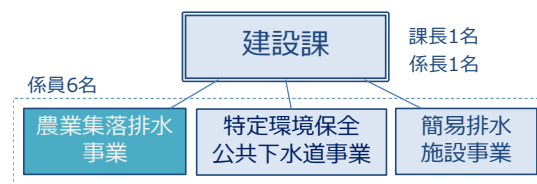


図 2-2 建設課組織体制図

2.4 地方公営企業法の適用

当村の農業集落排水事業は、令和 6 年 4 月 1 日に地方公営企業法を適用済である。地方公営企業法の適用により、下水道施設の資産価値等の経営情報を正確に把握し、財政マネジメントの向上等への取り組みを進めている。

3 農業集落排水事業の現状と課題

総務省の類似団体区分において、当村の農業集落排水事業は、供用開始後年数区分の 15 年以上の「F2」に該当する。当該区分の全国の類似団体は 621 あるが、団体数が多く、また、広域化・共同化による施設統合等も実施されているため、F2 に該当する県内の近隣団体と比較する。

表 3-1 令和 4 年度「経営比較分析表」類似団体区分
(農業集落排水事業区分一覧)

供用開始後年数区分	類型区分	団体数	備考
30 年以上	F1	246	
15 年以上	F2	621	北塩原村
15 年未満	F3	8	

出典：総務省類似団体一覧 R4

表 3-2 比較対象とする県内の近隣（類似）団体一覧

県内比較団体	
大玉村	西会津町
磐梯町	猪苗代町
会津坂下町	湯川村

3.1 普及状況

農業集落排水事業は、平成 6 年度から整備を開始し、平成 8 年 10 月から早稲沢浄化センターが供用開始、続いて平成 10 年度に金山浄化センター、平成 13 年度に桧原浄化センターが供用開始し、整備は概成している。令和 5 年度時点において、汚水処理人口普及率は 9.7%となっている。

汚水処理人口普及率は、総人口に対して下水道等を利用できる区域（処理区域内）の人口の割合を表すもので、次の数式より算出される。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

過去 5 年間に於いて、行政人口及び現在処理区域内人口は減少傾向である。近隣の類似団体平均値と比較すると、行政人口に占める割合は低い状況である。

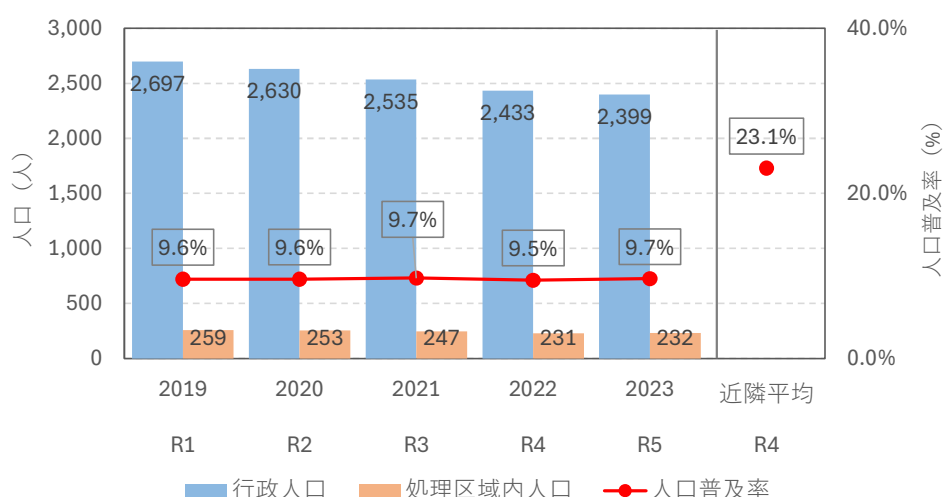


図 3-1 処理区域内人口普及率の推移

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表し、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされ、次の数式より算出される。

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

水洗化率は、令和 5 年度末で 94.0%であり、類似団体平均と比較し高い水準である。

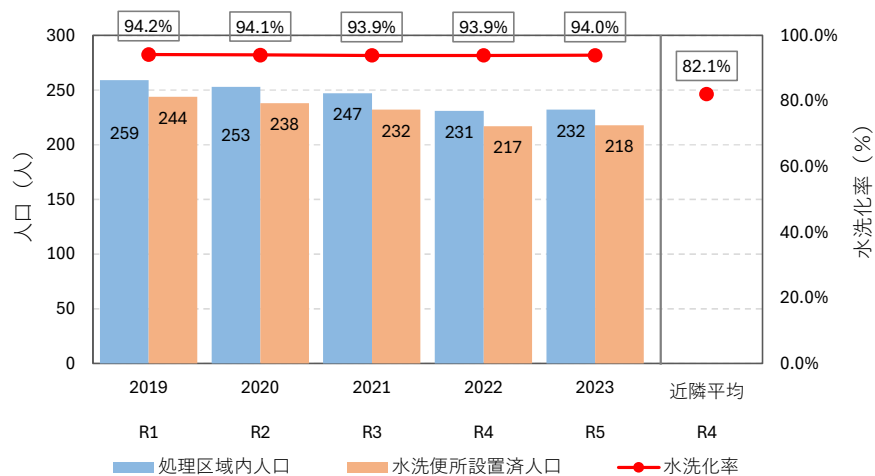


図 3-2 水洗化率の推移

3.2 施設の状況

3.2.1 有収率

有収率は、処理した水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合であり、比率が高ければ高いほどよいとされ、次の数式より算出される。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水総処理水量}} \times 100$$

有収率は、過去 5 年間に於いて、年間総処理水量の増減に関わらず 20%弱で推移しており、近隣平均と比べてかなり低い状況である。要因としては、大量の温泉水を処理しているという地域の特性によるものである。

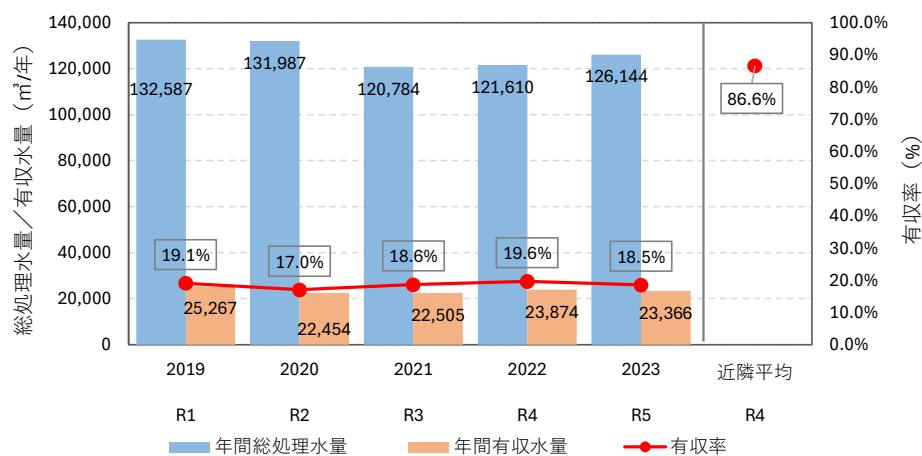


図 3-3 水量、有収率の推移

3.2.2 施設稼働率

施設稼働率は、下水道施設の 1 日処理能力に対する 1 日最大処理水量の比率で稼働状況を評価し、次の式により算出される。

$$\text{施設稼働率}(\%) = \frac{\text{現在一日最大汚水処理水量(晴天時)}}{\text{現在一日汚水処理能力(晴天時)}} \times 100$$

施設稼働率は、過去 5 年間にわたってもバラツキがあるが、令和 5 年度時点において 93.1% であり、類似団体平均値と比較すると高い水準である。

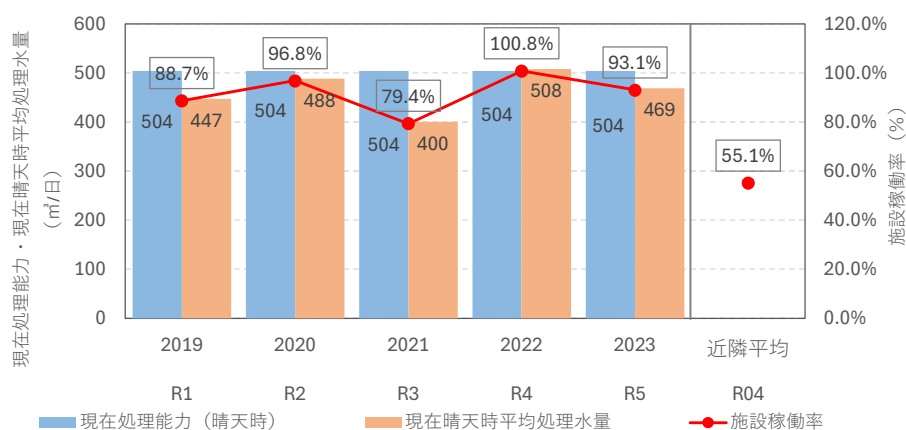


図 3-4 稼働率の推移

3.3 経費回収率と汚水処理費原価

経費回収率は、汚水処理費をどの程度使用料で賄っているかを表し、高ければ高いほどよいとされており、100%を下回る場合、汚水処理費が使用料収入以外の収入（一般会計繰入金など）で賄われているということであり、次の式により算出される。

$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

経費回収率は、約 35%から 40%を推移しており、類似団体平均値と比較すると低い水準である。

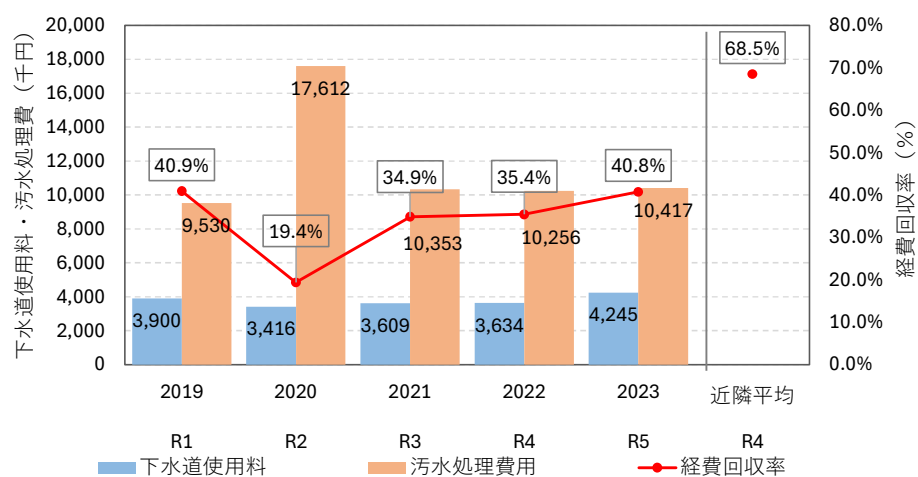


図 3-5 経費回収率の推移

令和 2 年度に経費回収率が低下している要因は、「最適化構想」の策定委託による処理場費の増加によるものである。経常的な経費のみであれば、経費回収率の水準は概して 35% から 40% という状況である。

汚水処理原価は、有収水量 1m³ あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表し、次の式により算出される。

$$\text{汚水処理原価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費 (資本費 + 維持管理費)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

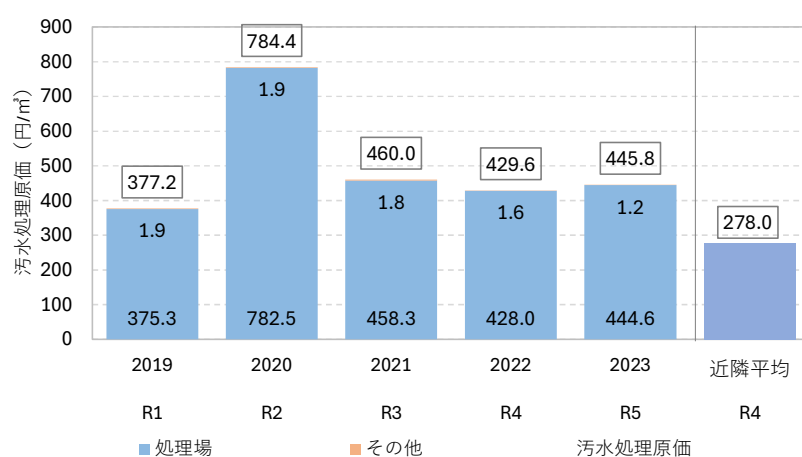


図 3-6 汚水処理原価の推移

3.4 使用料単価・農業集落排水使用料

使用料単価は、下水道等で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となった有収水量 1m³あたりの使用料収入を表し、次の式で算出される。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

使用料単価（税抜）は、令和元年度から 150 円超から 160 円で推移していたが、令和 5 年度は 6 月からの使用料改定により 181.7 円となった。改定後の単価は令和 4 年度の近隣団体平均値と比較すると高い水準ではあるが、今後 3 回の基本使用料の見直しを実施する。

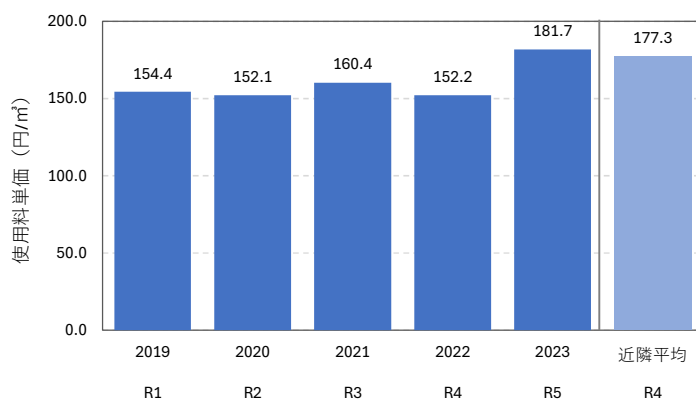


図 3-7 使用料単価の推移

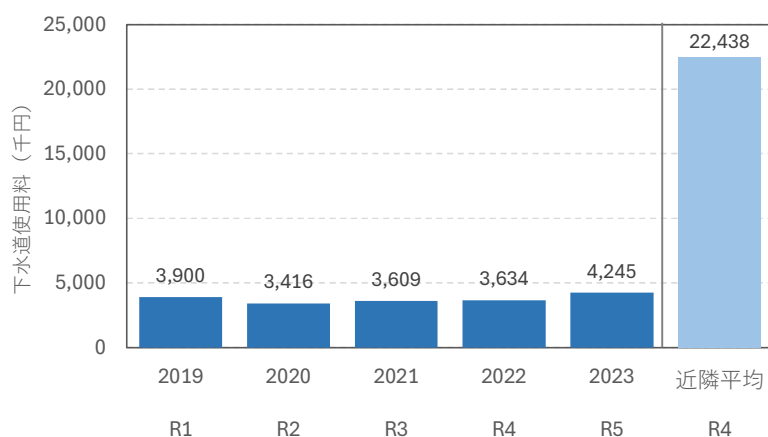


図 3-8 使用料収入の推移

3.5 企業債残高

企業債の残高を図 3-9 に示す。

事業整備は概成しているため、企業債残高は減少を続け、令和 5 年度において約 1 億円となっている。

ただし、今後の施設の改築更新の状況により、企業債の新規発行は増加する可能性がある。



図 3-9 企業債残高の推移

3.6 一般会計繰入金

一般会計繰入金について、基準内繰入金は、毎年 3.3 百万円前後、基準外繰入金は 5 から 6 百万円超で推移している。

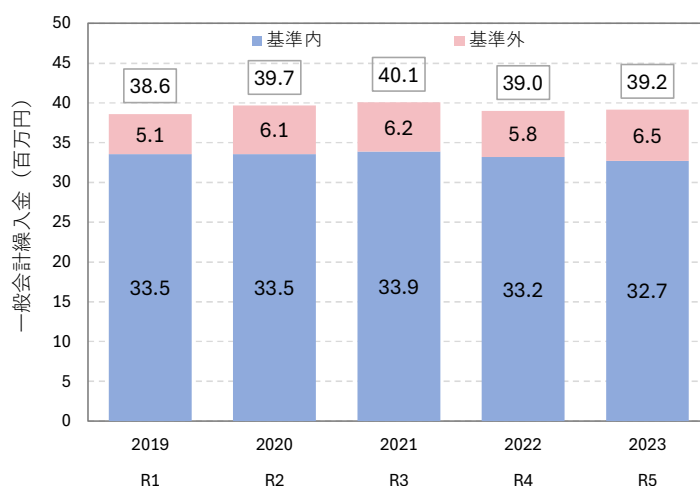


図 3-10 一般会計繰入金の推移

図 3-8 使用料収入の推移で示すとおり、使用料収入（令和 5 年度）は、4 百万円（税抜）であり、その 8 倍程度の他会計繰入金が必要な状況である。

令和 5 年度における一般会計繰入金の項目および金額は表 3-3 のとおりである。

基準内の繰入では、「分流式下水道等に要する経費」と「高資本費対策に要する経費」に関する繰入が大部分を占める。

基準外の繰入とは、汚水処理費に対して使用料収入のみでは賄えない部分である。

企業会計への移行に伴って、今後は元金償還額と減価償却費の差額についても基準外の繰入となる。

表 3-3 他会計繰入金の繰入項目（基準内）

No.	繰入基準名	対象範囲	実績	
			R5（千円）	
			収益	資本
1	分流式下水道等に要する経費	資本費の一部	20,815	
2	高度処理に要する経費	維持管理費の一部	448	
		資本費の一部	1,679	
3	高資本費対策に要する経費	資本費の一部	7,756	
4	緊急下水道整備特定事業に要する経費	元利償還金の一部	156	1,858

3.7 収益的収支比率（法非適用企業）

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表し、次の式で算出される。

$$\text{収益的収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

収益的収支比率は、90%超を推移しており、近隣団体平均値と比較すると高い水準である。（令和2年度は「最適化構想」の委託実施による処理場費の増加により、大幅な減少となっている。）

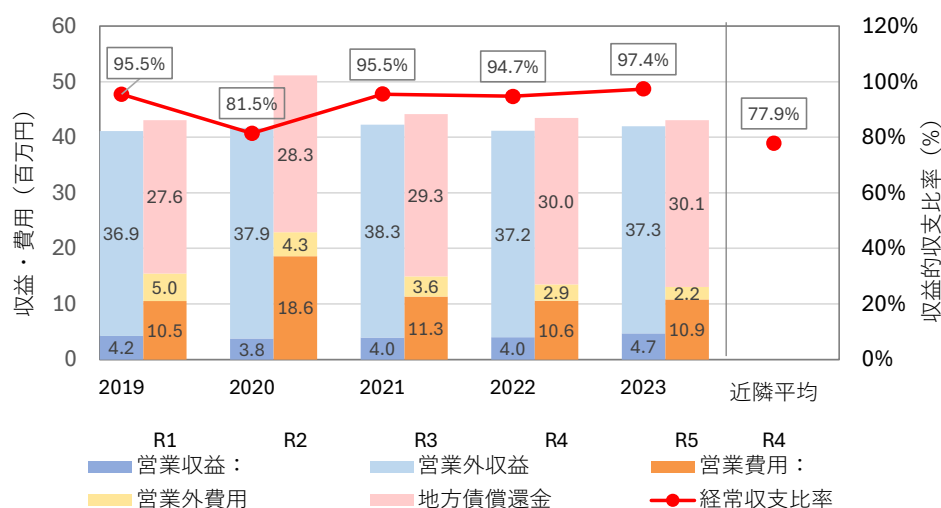


図 3-11 収益的収支比率の推移

※ 令和6年4月からの地方公営企業法適用により、資本費の算定法が変わっているが、ここは実績を記載するため、法非適用での指標としたものである。

3.8 現状と課題のまとめ

各経営指標について、類似団体内での当村の状況を表 3-4 と図 3-12 に示す。類似団体平均値を 50 とし、50 よりも大きい指標は、類似団体内で良好であることを示す。

平均よりも良好な指標は、水洗化率と施設稼働率であり、その他の指標は、類似団体平均値よりも下回っている。(会計内での職員給与費はないため、「ヒト」については参考事項。)

表 3-4 類似団体内での当村の状況

区分	経営指標	単位	北塩原村	近隣団体 平均値	偏差値	順位 (7団体中)
ヒト	職員一人あたりの処理区域内人口	人	0	860	43	4
モノ	有収率	%	20%	87%	26	7
	水洗化率	%	94%	82%	68	1
	稼働率	%	101%	55%	68	1
カネ	経費回収率	%	35%	69%	32	7
	污水处理原価（維持管理原価）	円/m ³	430	268	32	1
	使用料単価（税抜）	円/m ³	152	177	39	6

※経費回収率は税抜き

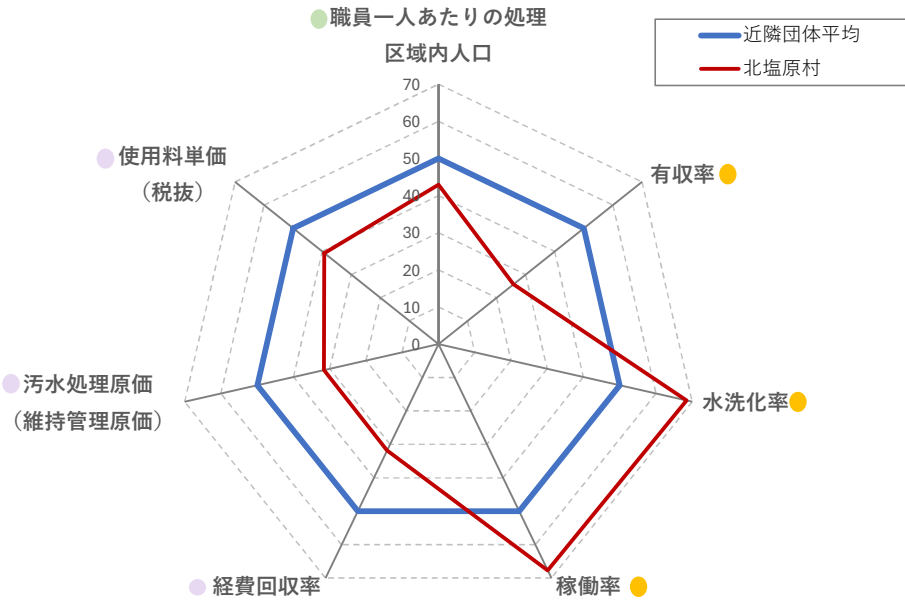


図 3-12 レーダーチャート図

① ヒト（人材・組織）の課題

下水道事業の業務を実質 1 名（兼務）の職員が担っているが、農業集落排水事業会計においては職員給与費を計上していないため、職員一人あたりの処理区域内人口は参考事項として記載している。

今後は施設の老朽化による業務量の増加も見込まれ、実質 1 名という組織体制には強化が望まれる。

② モノ（施設）の課題

施設の整備は概成しており、維持管理の時期に入っている。有収率は 20%程度と極めて低いが、大量の温泉水処理という地域の特性によるものである。今後の持続可能な事業運営のためには、効率的な維持管理は当然のことながら、温泉水排水分についても適正な使用料賦課を検討する必要がある。

また、施設の稼働率は 90%を超える年が多いが、今後の人口減少に伴い有収水量の減少が予想され、個別処理への移行も含めた検討が必要と考える。

③ カネ（経営）の課題

経費回収率が例年約 40%であり、類似団体平均値よりも低い状況であるが、基本使用料の段階的改定により、数値の改善は期待できる。しかしながら、污水处理原価は 400 円超と類似団体平均値と比較してもかなり高く、一般会計からの補助なしには経営が成立しない状況である。

4 将来の見通しについて

収益の試算の前提条件となる将来人口及び排水量(有収水量)の見通しについては、表 4-1 の条件に基づき推計する。

表 4-1 将来見通しの設定条件

項目	予測方法
行政人口 (人)	・ 社会保障人口問題研究所の予測値（令和 2 年を基準として、令和 32（2050）年までの期間で 5 年おきに将来人口を予想）とする。 ・ 中間値は直線補完にて算定する。 ・ 令和 32 年度以降は、令和 32 年の減少率で固定し、令和 56（2074）年まで推計する。
処理区域内人口 (人)	・ 行政人口に令和 5 年度の処理区域内人口普及率 9.7%を乗じて算定し、普及率を令和 5 年度の実績値 9.7%で固定する。 ・ 処理区ごとの処理区域内人口は令和元年度から令和 5 年度の平均値（早稲沢地区 58.7%、金山地区 18.7%、桧原地区 22.7%）で按分する。
水洗化人口 (人)	・ 処理区域内人口に令和 5 年度末の水洗化率 94.0%を乗じて算定する。 ・ 水洗化率は現状では上昇が見込めないため、現状固定とする。
総処理水量 (m ³)	・ 前年度の総処理水量に人口減少率を乗じて、当該年度の総処理水量を算出する。 ・ 年度ごとに当年度と前年度の行政人口の比率を算定し、人口減少率とする。
有収水量 (m ³)	・ 前年度の総処理水量に人口減少率を乗じて、当該年度の総処理水量を算出し、その水量に令和 5 年度の有収率 18.5%を乗じて算定する。
使用料収入 (千円)	・ 有収水量に使用料単価（181.7 円/m³：令和 5 年度決算ベース）を乗じて使用料収入を算定し、基本使用料と従量使用料に按分する。 ・ 基本使用料収入分に基本使用料の改定率を乗じて改定分を反映する。 ・ 基本使用料収入と従量使用料収入の按分比率は、令和 5 年度の使用料収入、年間調定件数等から設定する。 ・ 基本使用料収入分 70.0%、従量使用料収入分 30.0%
使用料単価 (m ³ /円)	・ 上記の使用料収入を、予測した有収水量で除して算定する。

4.1 人口の予測

4.1.1 行政人口

行政人口について、村の「人口ビジョン」による推計値と「社会保障人口問題研究所」の推計結果を以下に整理する。

「人口ビジョン」では「社会保障人口問題研究所」と比較して、令和 32（2050）年に 712 人多い推計となっている。

平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度の実績値は、「社会保障人口問題研究所」の予測値に近いので、令和 7（2025）年以降は「社会保障人口問題研究所」の予測値を採用する。

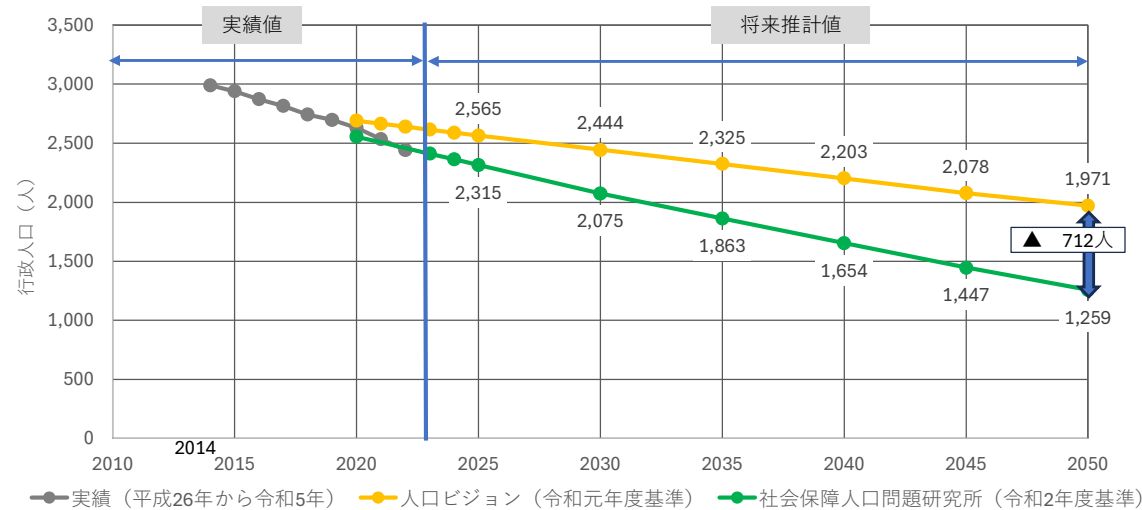


図 4-1 人口ビジョンと社会保障人口問題研究所の推計値

表 4-2 人口、水量の予測

項目	実績値→推計値															
	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
行政人口（人）	2,697	2,556	2,535	2,443	2,399	2,441	2,315	2,267	2,219	2,171	2,123	2,075	2,033	1,991	1,949	1,907
行政人口減少率	0.983	0.948	0.992	0.964	0.982	1.018	0.948	0.979	0.979	0.978	0.978	0.977	0.980	0.979	0.979	0.978
処理区域内人口（人）	259	253	247	231	232	236	224	219	215	210	205	201	197	193	188	184
水洗化人口（人）	244	238	232	217	218	222	210	206	202	197	193	189	185	181	177	173
人口普及率（％）	9.6％	9.9％	9.7％	9.5％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％	9.7％
水洗化率（％）	94.2％	94.1％	93.9％	93.9％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％	94.0％
年間総処理水量（m ³ ）	132,587	131,987	120,784	121,610	126,144	128,352	121,727	119,203	116,679	114,155	111,631	109,107	106,899	104,691	102,483	100,275
有収水量（m ³ ）	25,267	22,454	22,505	23,874	23,366	23,775	22,548	22,080	21,613	21,145	20,678	20,210	19,801	19,392	18,983	18,574
有収率（％）	19.1％	17.0％	18.6％	19.6％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％	18.5％
日平均流入量（m ³ /日）	363.3	361.6	330.9	333.2	345.6	351.6	333.5	326.6	319.7	312.8	305.8	298.9	292.9	286.8	280.8	274.7
一人一日あたりの汚水量 （有収水量/水洗化人口） （m ³ /日/人）	103.6	94.3	97.0	110.0	107.2	107.1	107.4	107.2	107.0	107.3	107.1	106.9	107.0	107.1	107.2	107.4
社人研（2020基準 R2）		2,556					2,315					2,075				

5年後の令和12（2030）年が2,075人（令和5年比13.5%減）、10年後の令和17（2035）年が1,863人（令和5年比22%減）、20年後の令和27（2045）年が1,447人（令和5年比40%減）、30年後の令和37（2055）年が1,094人（令和5年比54%減）、40年後の令和47（2065）年が825人（令和5年比66%減）となる。

50年後の令和56（2074）年の行政人口は、令和5年比73%減の640人である。

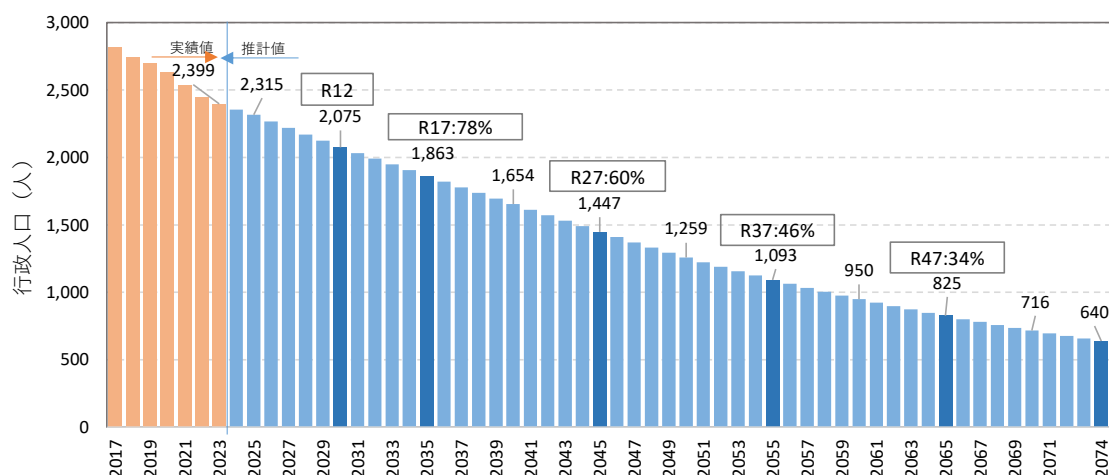


図 4-2 行政人口の推移

4.1.2 処理区域内人口

当村の農業集落排水事業の整備は概成している状況である。

処理区域内人口は、行政人口の推計値に令和5年度の実績である9.7%を乗じ、行政人口と同水準で減少する推計とした。令和7（2025）年以降も減少傾向が続く見込みである。

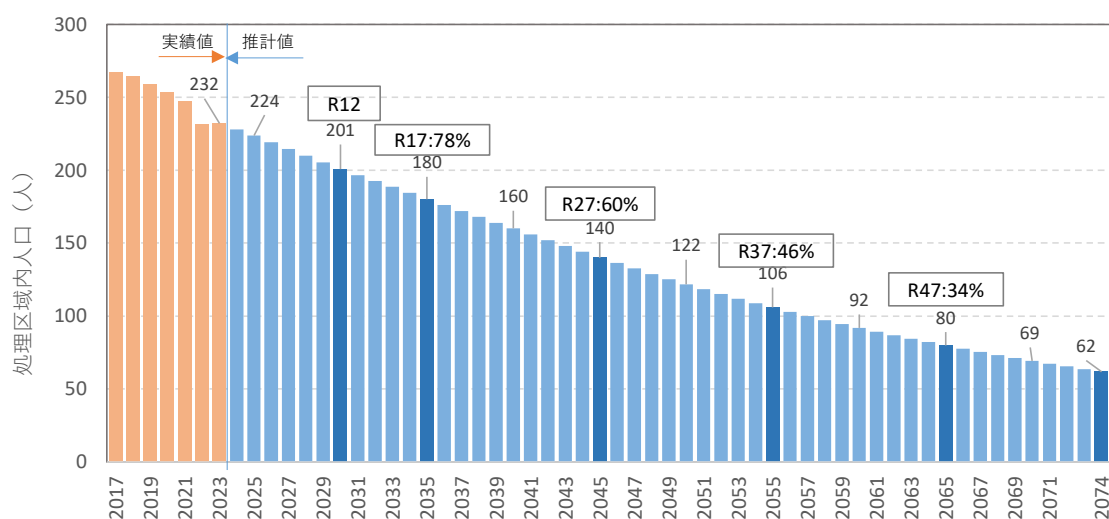


図 4-3 処理区別の処理区域内人口の推移

処理区ごとの処理区域内人口は、令和元年度から令和5年度の平均値（早稲沢地区 58.7%、金山地区 18.7%、桧原地区 22.7%）で按分する。

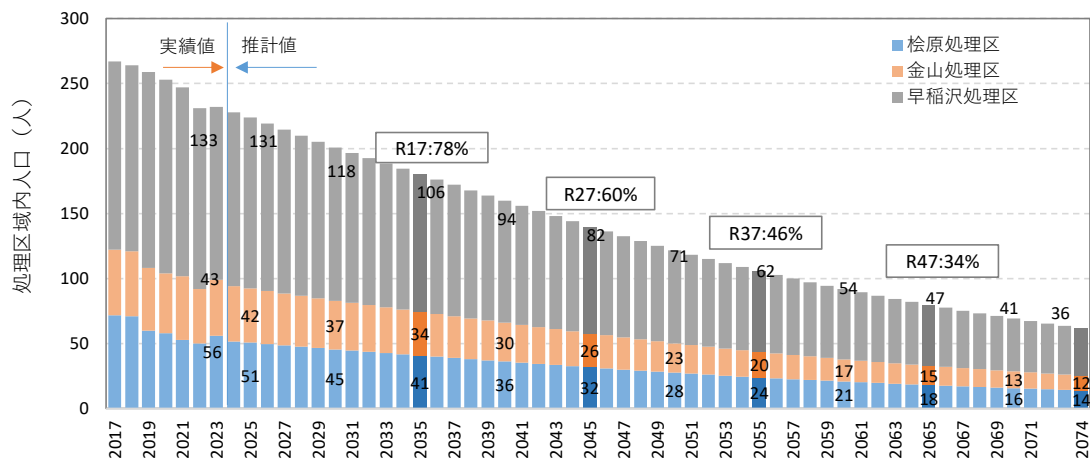


図 4-4 処理区域内人口の推移（処理区別）

4.1.3 水洗化人口

水洗化人口は、処理区域内人口の推計値に令和5年度の水洗化率 94.0%（現況固定）を乗じ、行政人口と同水準で減少する推計とした。

人口減少の影響が大きく、令和7（2025）年以降は、行政人口、処理区域内人口と同様に減少傾向が続く見込みであるため、継続的な水洗化促進の取り組みをし、水洗化率を上昇させることが必要である。

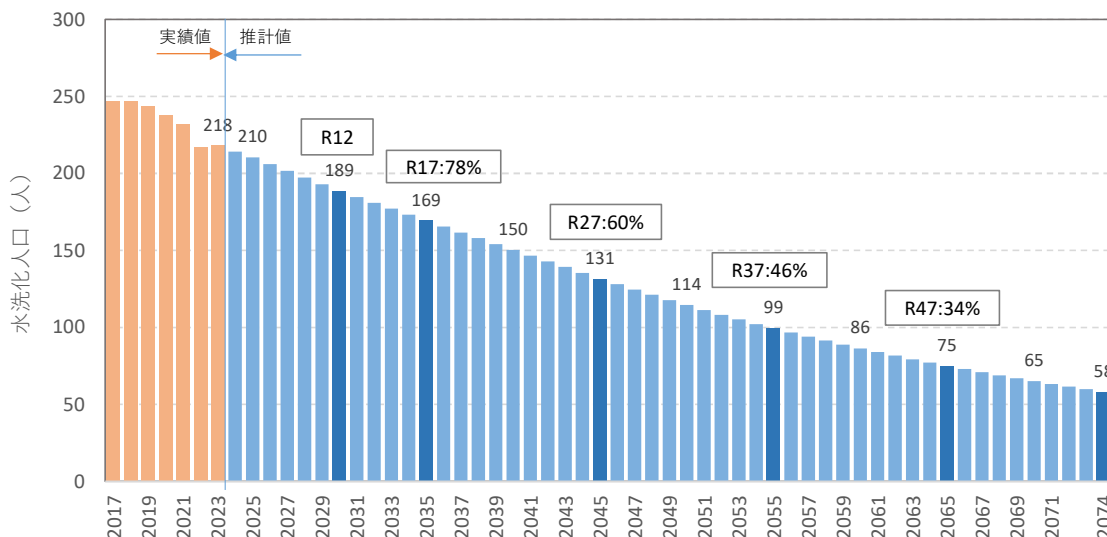


図 4-5 処理区別の水洗化人口の推移

処理区ごとの水洗化人口は、令和元年度から令和5年度の平均値（早稲沢地区 58.7%、金山地区 18.7%、桧原地区 22.7%）で按分する。

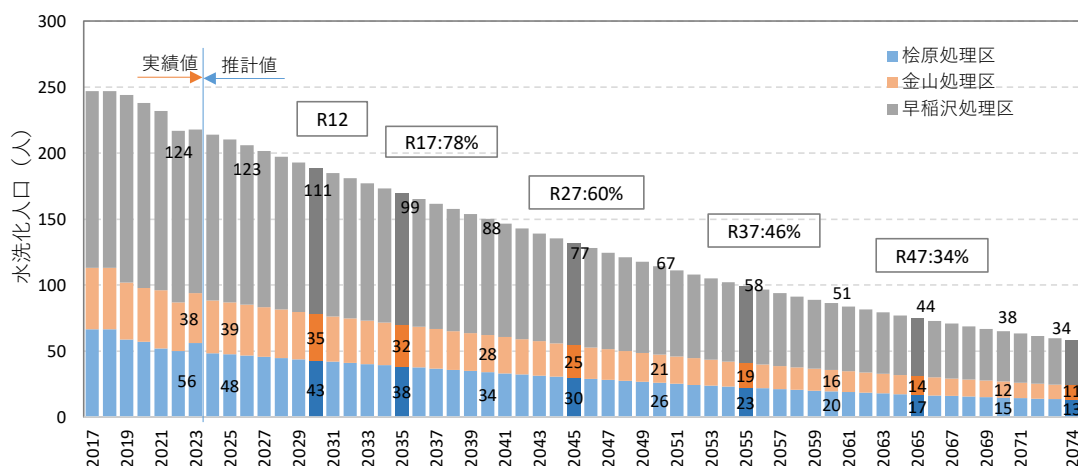


図 4-6 水洗化人口の推移（処理区別）

4.2 有収水量の予測

有収水量について、平成 29（2017）年度から令和 5（2023）年度の実績は、コロナ渦の影響などによる観光客の浮き沈みによりばらつきがある。今後の見込みは、令和 5 年度の年間総処理水量に行政人口の減少率を乗じ、令和 5 年度の有収率を乗じて推計した。

行政人口、処理区域内人口、水洗化人口の減少に伴い減少傾向が続く見込みである。

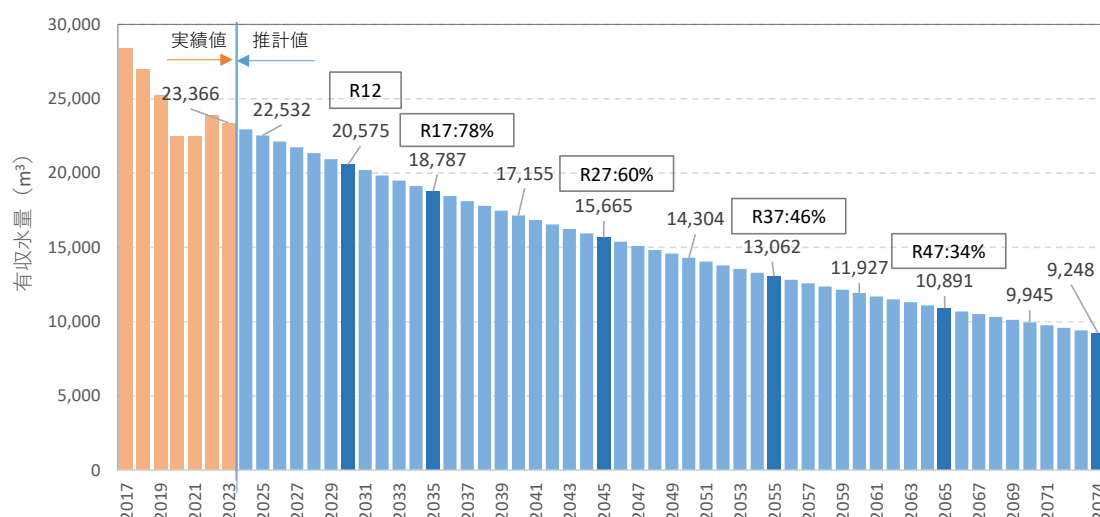


図 4-7 有収水量の推移

4.3 使用料の見通し

現行の農業集落排水使用料は、基本使用料と従量使用料で構成され、使用水量が多くなるほど単価が高くなる累進性を採用している。基本使用料については、令和5年度に1.7倍に改定したが、今後も段階的に増額改定を実施する。

現在の使用料体系と今後の改定について、表4-3、表4-4に示す。

表4-3 使用料体系（1月あたり、税抜）

水量		現行	改定後
基本使用料	10m ³ まで	2,040 円	2,280～2,640 円
従量使用料	11m ³ ～20m ³	125 円/m ³	改定前と同じ
	21m ³ ～30m ³	130 円/m ³	
	31m ³ ～50m ³	135 円/m ³	
	51m ³ ～100m ³	155 円/m ³	
	101m ³ ～200m ³	165 円/m ³	
	201m ³ ～500m ³	175 円/m ³	
	501m ³ ～1,000m ³	200 円/m ³	
	1,001m ³ ～2,000m ³	220 円/m ³	
	2,001m ³	250 円/m ³	

表4-4 基本使用料の改定（税抜）

年度	R5 改定	R8 改定	R11 改定	R14 改定
基本使用料	2,040 円	2,280 円	2,520 円	2,640 円
基本使用料 の改定率	—	R8/R5 1.12	R11/R5 1.24	R14/R5 1.29
改定後の 使用料単価	181.7 円/m ³	192.2 円/m ³	212.8 円/m ³	221.4 円/m ³

使用料収入の見込みは、表4-4の基本使用料の改定を考慮する。

有収水量に使用料単価（181.7 円/m³：令和5年度決算ベース）を乗じて使用料収入を算定し、基本使用料収入と従量使用料収入に按分し、基本使用料収入分に基本使用料の改定率を乗じて使用料改定分を反映する。

基本使用料収入と従量使用料収入の按分比率は、令和5年度の使用料収入、年間調定件数、基本使用料等から設定する。（基本使用料収入70.0%、従量使用料収入30.0%）

基本使用料については、令和 8（2026）年度と令和 11（2029）年度の 2 回は 12%の増額改定、3 回目の令和 14（2032）年度には約 5%の増額改定を実施する。

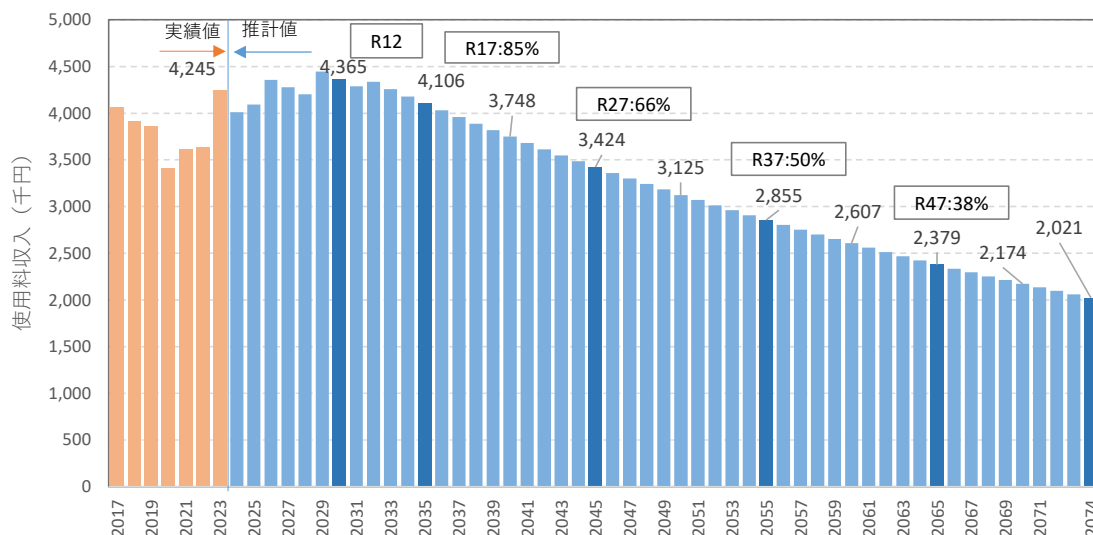


図 4-8 使用料収入の推移（税抜）

4.4 普及状況の見通し

令和 56（2074）年度までの汚水処理人口普及率の推移を示す。

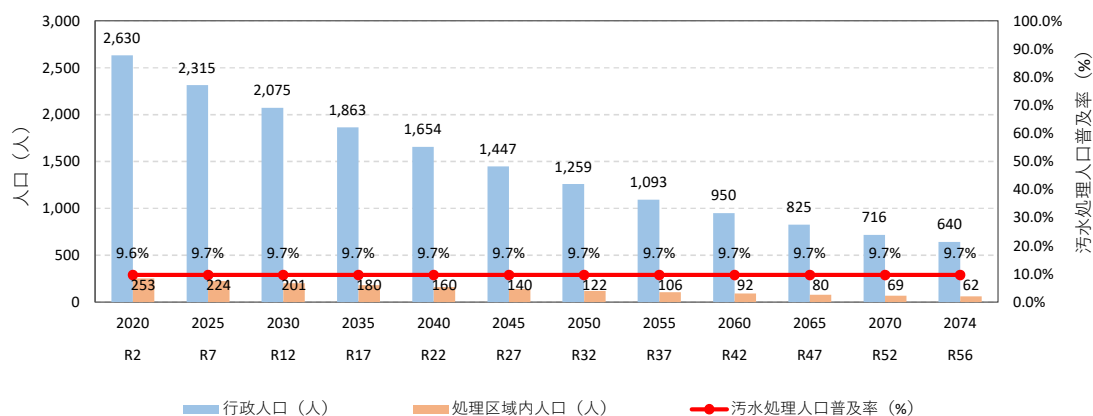


図 4-9 汚水処理人口普及率の推移

4.5 水洗化率の見通し

令和 56（2074）年度までの水洗化率の推移を示す。

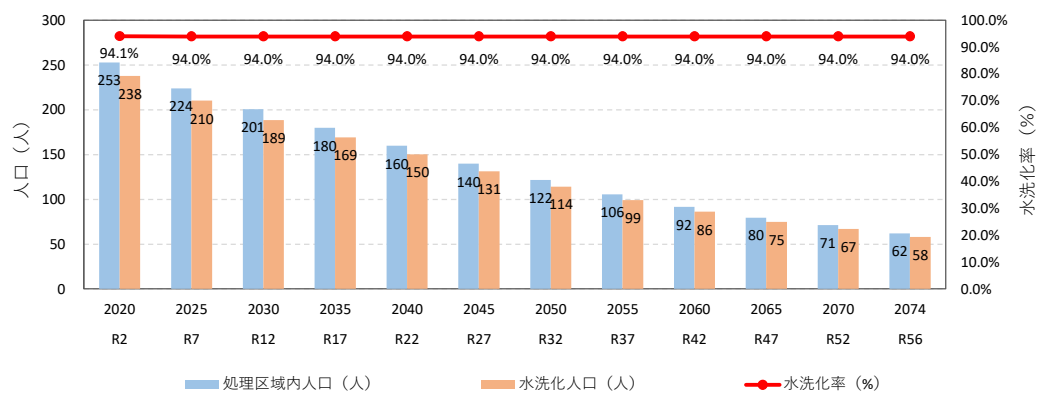


図 4-10 水洗化率の推移

5 投資・財政計画

投資試算と財源試算を均衡させる収支計画策定にあたっては、向こう 50 年先までの更新需要や実施見込み、必要経費等を整理し所要額の将来予測を行う。

予測においての条件と考え方を下記に整理する。

項目	将来の設定条件
1.資本的収入	
企業債	・工事請負費の全額を財源計上する。
国庫補助金	・補助対象事業の実施予定がないため見込まない。
受益者負担金	・見込まない。
他会計補助金	・企業債償還金の財源として、資金不足分を基準外繰入金として計上する。 ・基準内の繰入金は、繰出基準に基づき算定する。
2.資本的支出	
建設改良費	・令和 8 年度以降、一律 3 百万円/年を計上する。 ・土木建設分は見込まず、機械・電気設備のみを想定する。
企業債償還金	・令和 5 年度までの既往債は、村提供の企業債台帳に基づき計上する。 ・令和 6 年度以降の新規債は、機械・電気設備のみの更新を想定しているため、借入期間 15 年、元金据置期間 1 年、利率 2.0% の元利均等償還で推計する。

項目	将来の設定条件
3.収益的収入	
営業収益	使用料収入
	・有収水量に使用料単価（税抜）を乗じて算定する。 ・使用料単価（税抜）は以下のとおりとする。 令和 7 年：181.7 円/m³ 令和 8 年から令和 10 年：192.2 円/m³ 令和 11 年から令和 13 年：212.8 円/m³ 令和 14 年以降：221.4 円/m³
営業外収益	他会計補助金
	・基準内繰入金は、繰出基準に基づいて算定する。 ・基準外繰入金は、資本的収支を含めた全体の資金収支不足分を計上する。

項目		将来の設定条件
	長期前受金 戻入	・令和5年度までの取得済の資産分については、村の固定資産台帳により算定する。 ・新規取得資産については、減価償却費に長期前受金の財源割合を乗じて算定する。
4.収益的支出		
営業費用	人件費	・見込まない。
	処理場費	・修繕費は、819 千円/年（税込 900 千円）で計上する。 ・動力費、薬品費および委託料は、物価上昇を 2.0%見込む。 ・動力費と薬品費は、処理水量の増減に合わせて増減させる。 ・その他の費用（修繕費、備消耗品費、燃料費、通信費、手数料等）は、令和6年度予算に基づき現況固定とする。
	総係費	・物価上昇は加味しない。 ・経営戦略策定及び事業計画業務委託料は、5 年おきに 5,455 千円（税込 6,000 千円）を計上する。
	減価償却費	・令和5年度までに取得済の資産分については、村の固定資産台帳により算定する。 ・新規取得資産については、次に掲げる耐用年数により算定する。 ・土木建築施設に係る耐用年数は、50 年とする。 ・機械電気設備に係る耐用年数は、20 年とする。
営業外費用	支払利息	・令和5年度までの既往債は、村の企業債台帳により算定する。 ・新規債は、別途借入条件を設定し算定する（借入条件は、元金償還と同様とする）。

項目	将来の設定条件
5.その他 資金収支	・現金の移動を伴わない収入と支出を除いて不足する額を、収益的収支の他会計補助金（基準外）として計上する。 ・歳出に対して歳入不足が発生しないように、歳入額の方が 500 千円多くなるように他会計補助金で調整する。

5.1 今後の施設の改築・更新予定

施設の改築更新については、早稲沢地区は平成 27 年度に機能強化対策計画を策定し、平成 29 年度から機能強化工事を実施した。

他の 2 地区（金山地区、桧原地区）については、令和 3 年度策定の「北塩原村農業集落排水施設最適整備構想」に基づき進める必要があるが、村の財政が非常に厳しいことから、令和 8 年度以降は建設改良事業費を平準化した年 3 百万円を一律計上するものとする。限られた人員や予算の中で、持続可能で効果的な施設管理を行っていくため、それぞれの設備の緊急度や重要性を勘案し、計画期間中の改築更新については、処理場における機械・電気設備のみを実施するものとする。

表 5-1 計画期間中における投資予定額

	単位	R07～R16	
		投資額	財源
建設改良費	千円		
処理場 機械・電気設備更新	千円	27,000	100%企業債

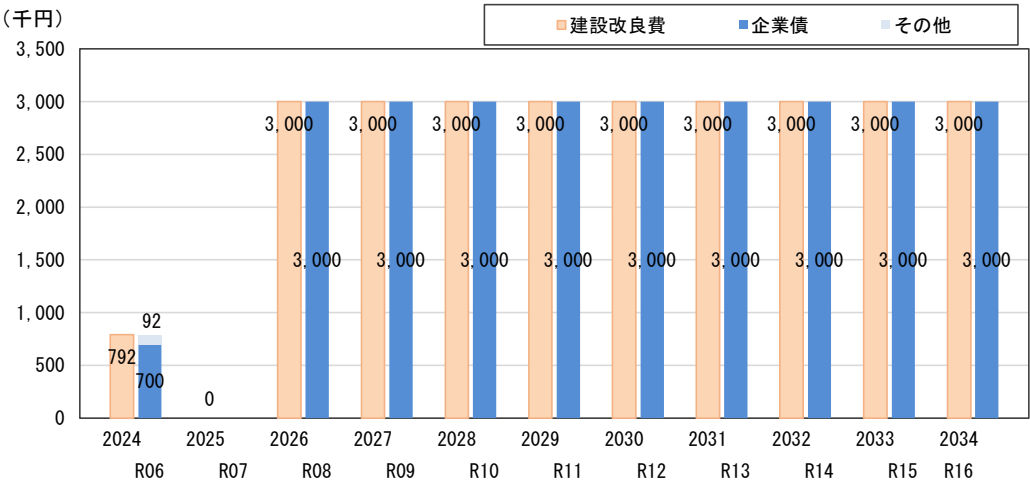


図 5-1 計画期間中における投資額と財源

5.2 収益的収支の状況

主な収入としては、使用料、および一般会計繰入金である。

人口減少に伴い、使用料収入は減少傾向であるが、一般会計繰入金により収支均衡予算としており、令和9年度までは概ね費用の増減に合わせて推移する。

支出では、処理場の維持管理費や資本費（減価償却費及び企業債利息）のほか、定期的に見込まれる各種計画策定の委託費等が主なものである。

支出に対して収入が不足する分は、一般会計繰入金の基準外繰入で補うものとする。

令和10年度以降は収支赤字となる見込みであるが、原因は、当村の予算が一般会計繰入金により現金ベースで収支均衡する予算編成としているため、減価償却費（長期前受金戻入分控除後）が元金償還額を上回るためである。

ただし、現金ベースでは収支均衡しており、事業運営上は問題ない。

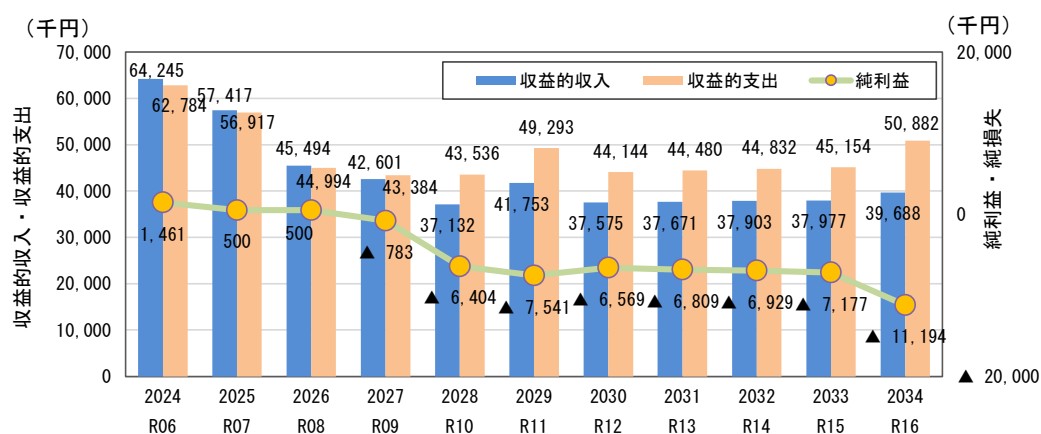


図 5-2 収益的収支の見通し

維持管理費の大部分は、処理場費が占めている。

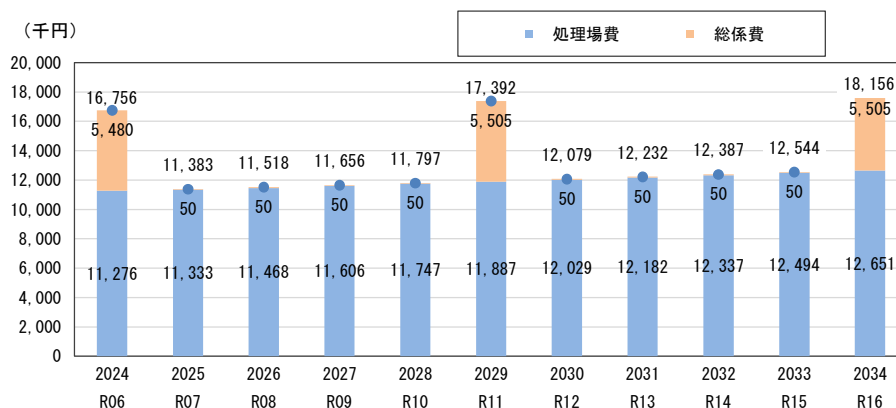


図 5-3 維持管理費の見通し

減価償却費は、令和 8 年度に減少し、その後は横ばいの見込みである。

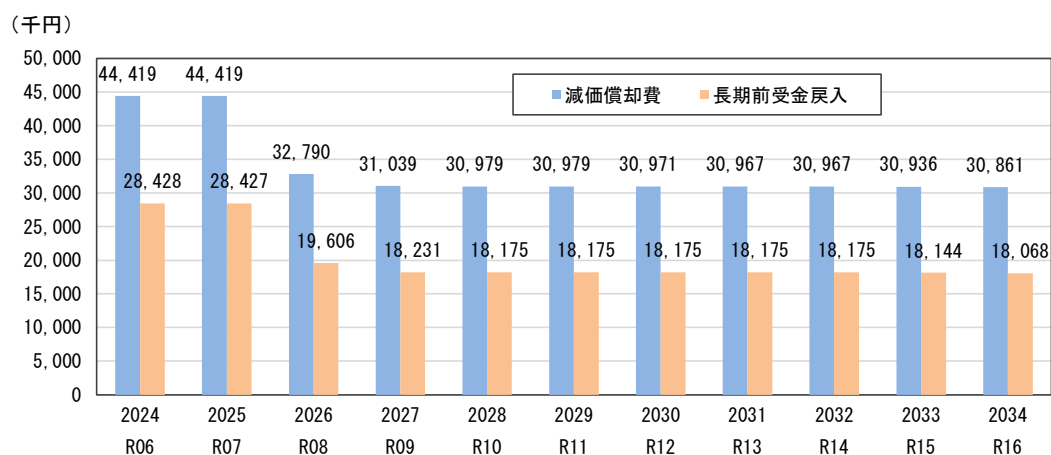


図 5-4 減価償却費と長期前受金戻入額

企業債利息は、令和 11 年度まで減少するが、今後の改築更新に伴い、令和 12 年度から増加する見込みである。

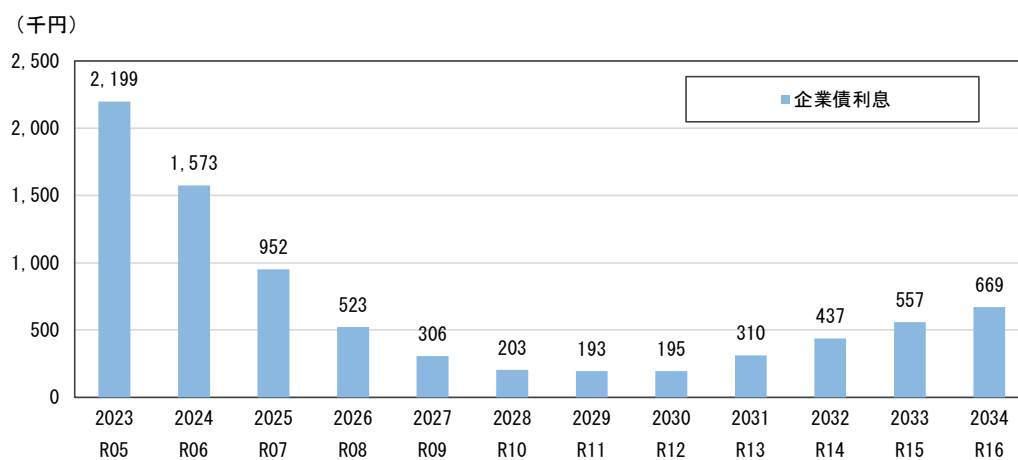


図 5-5 企業債利息の見通し

元金償還額と損益勘定留保資金の関係については、令和10年度以降、損益勘定留保資金が元金償還額を上回る見込みである。

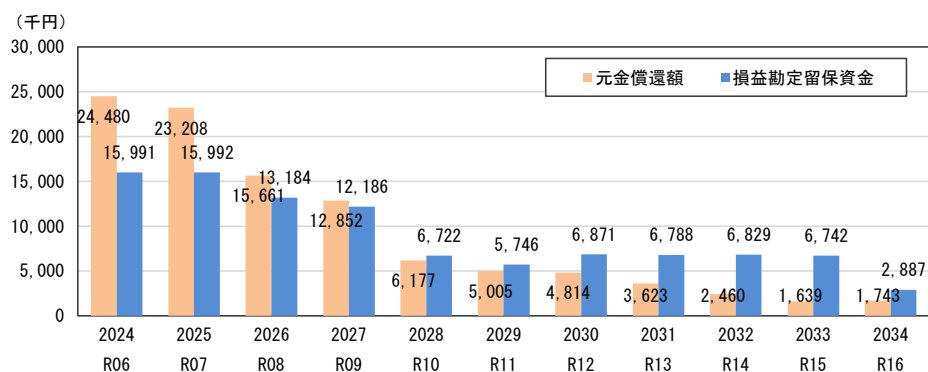


図 5-6 元金償還額と損益勘定留保資金の関係

損益勘定留保資金の額は、当年度に発生する減価償却費から長期前受金戻入額を控除し、純損失が発生した場合は、さらに損失分を控除して求めるものである。損益勘定留保資金を元金償還額が上回り現金が不足する場合は、一般会計繰入金（基準外）などで補う必要がある。

なお、元金償還額が減価償却費（長期前受金戻入額を控除後）を超える場合は、資本費平準化債の発行が認められているが、当村では発行しないこととする。

5.3 資本的収支の状況

資本的支出のうち、建設改良費については、村の財政が非常に厳しいことから、令和8年度以降は事業費を平準化して年3百万円を計上するものとし、財源は全額企業債を充てる。

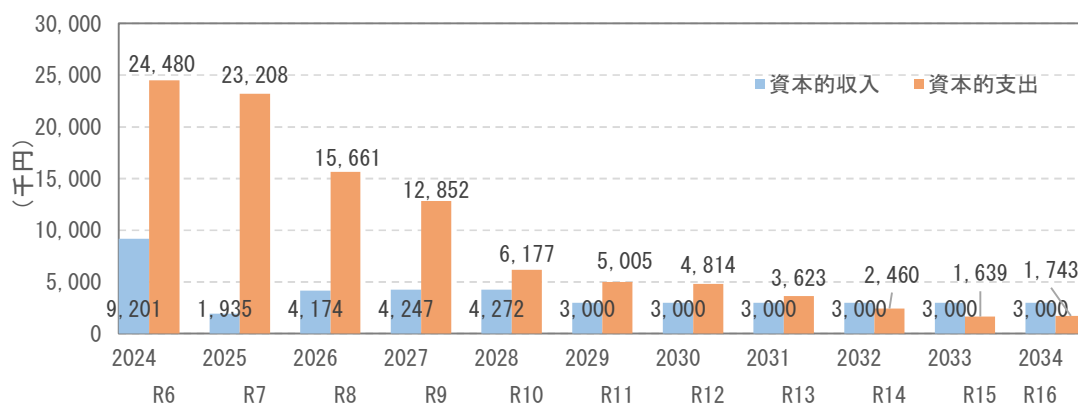


図 5-7 資本的収支の見通し

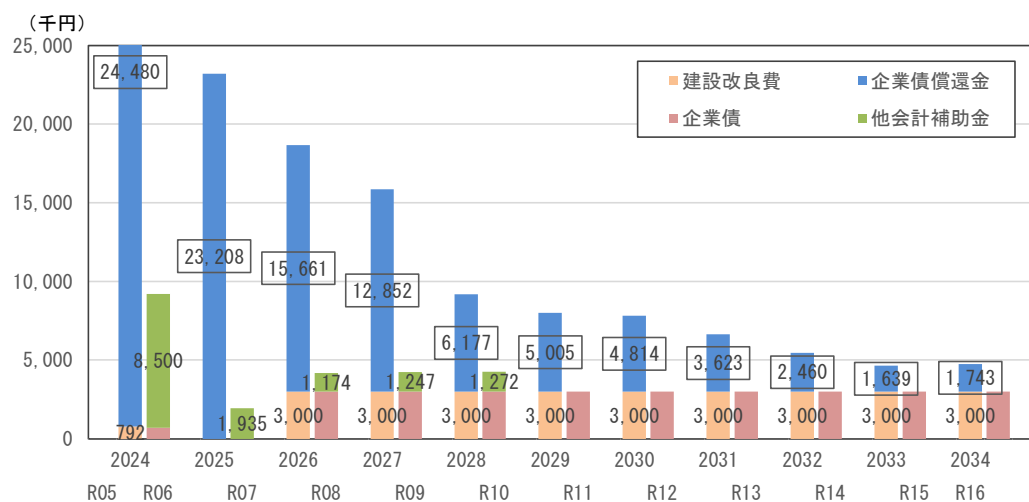


図 5-8 資本的支出とその財源

企業債元金償還の資金不足分については、損益勘定留保資金や利益剰余金などで補填するものとする。

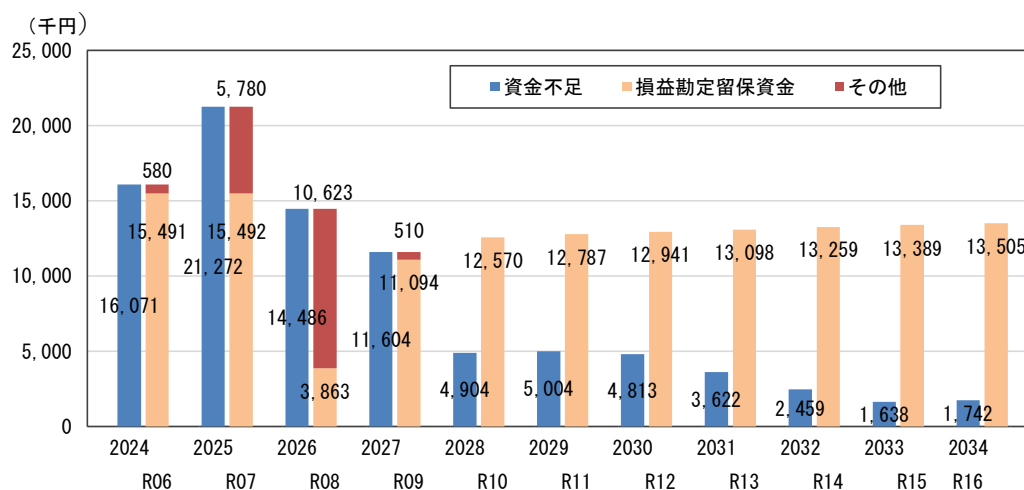


図 5-9 資金不足額と補填財源

5.4 企業債残高の状況

企業債の新規発行額が元金償還額を上回らないことから、令和13年度までは減少するものの、今後の改築更新により、令和14年度からは微増となる見込みである。

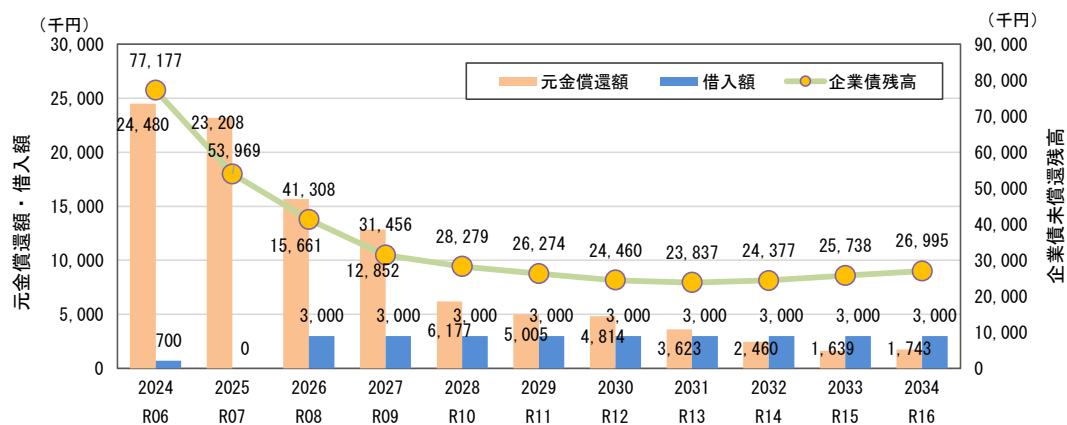


図 5-10 企業債残高の推移

5.5 一般会計繰入金の状況

基準内繰入金は、総務省の基準に基づき見込むものとする。

基準外繰入金は、収支全体での現金不足分を計上するが、さらに収入が支出を500千円上回るよう設定するものとする。

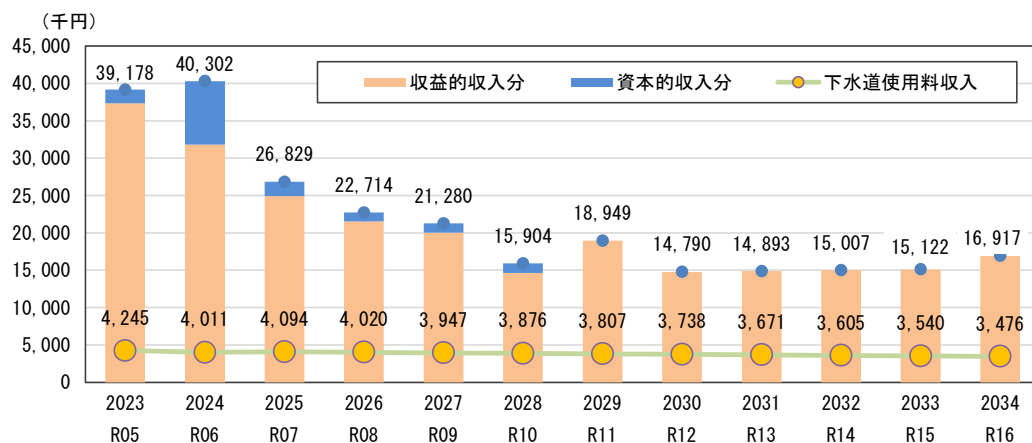


図 5-11 一般会計繰入金の推移

5.6 汚水処理原価と経費回収率の状況

下水道使用料は、基本使用料の改定で若干上昇するが、概ね横ばいで推移する見込みである。

汚水処理費は、物価上昇等の影響を考慮し増加の見込みである。

人口減少を受けて有収水量が減少し、計画期間中の経費回収率は概ね 40%前後で推移する見込みである。

当村の汚水処理原価は、維持管理費分だけで 150 円/m³を超えており、資本費の全額が繰入基準内（分流式下水道に関する経費）となっている。

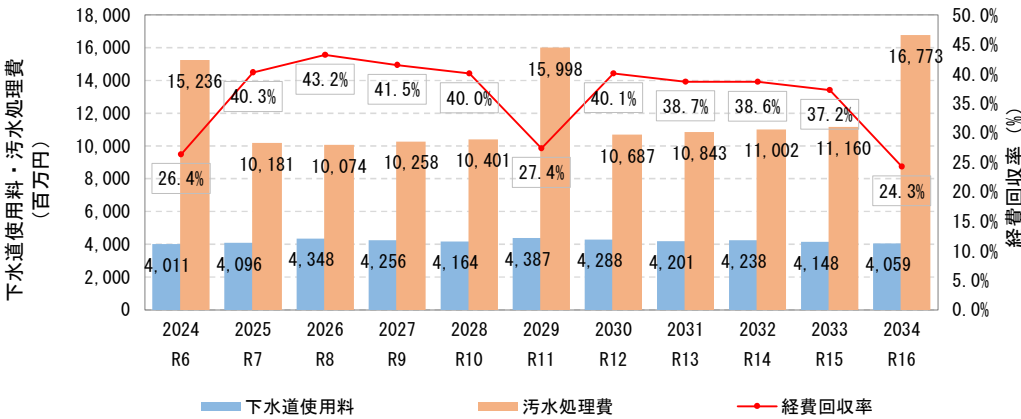


図 5-12 汚水処理原価と経費回収率の見通し

維持管理費の大部分は処理場費であり、うち動力費と委託費が大部分を占める。

動力費と薬品費は、総処理水量の増減により増減する費用である。

その他の費用は、総処理水量の増減による影響はないと仮定する。

動力費、薬品費および委託費は、年 2%の物価上昇を見込むものとする。

表 5-2 処理場費の内訳

	単位	R7～R16		備考
		費用	割合	
処理場費	千円	131,144	100.0%	
動力費	千円	24,620	18.8%	水量に比例する費用
薬品費	千円	6,034	4.6%	水量に比例する費用
委託費	千円	87,134	66.4%	
修繕費	千円	8,190	6.2%	
その他	千円	5,166	3.9%	

■収益的収支

(単位:千円, %)

年 度			本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
区 分			(予算)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	4,011	4,096	4,348	4,256	4,164	4,387	4,288	4,201	4,238	4,148	4,059	
		(1) 料 金 収 入	4,011	4,096	4,348	4,256	4,164	4,387	4,288	4,201	4,238	4,148	4,059	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) そ の 他												
		2. 営 業 外 収 益	60,234	53,321	41,146	38,345	32,968	37,366	33,287	33,470	33,665	33,829	35,629	
		(1) 補 助 金	31,802	24,894	21,540	20,033	14,632	18,949	14,790	14,893	15,007	15,122	16,917	
		他 会 計 補 助 金	31,802	24,894	21,540	20,033	14,632	18,949	14,790	14,893	15,007	15,122	16,917	
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	28,428	28,427	19,606	18,312	18,336	18,417	18,497	18,578	18,658	18,708	18,712	
		(3) そ の 他	4											
	収 入 計 (C)	64,245	57,417	45,494	42,601	37,132	41,753	37,575	37,671	37,903	37,977	39,688		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	61,175	55,802	44,308	42,856	43,098	48,854	43,694	44,004	44,320	44,607	50,305	
		(1) 職 員 給 与 費	基 本 給											
			退 職 給 付 費											
			そ の 他											
			(2) 経 費	16,756	11,383	11,518	11,656	11,797	17,392	12,079	12,232	12,387	12,544	18,156
		動 力 費	2,563	2,480	2,477	2,473	2,469	2,463	2,456	2,455	2,452	2,450	2,445	
		委 託 料	12,251	6,959	7,099	7,241	7,387	12,990	7,686	7,840	7,998	8,158	13,776	
		修 繕 費	819	819	819	819	819	819	819	819	819	819	819	
光 熱 水 費		62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62		
そ の 他		1,061	1,063	1,061	1,061	1,060	1,058	1,056	1,056	1,056	1,055	1,054		
(3) 減 価 償 却 費	44,419	44,419	32,790	31,200	31,301	31,462	31,615	31,772	31,933	32,063	32,149			
支 出	2. 営 業 外 費 用	1,609	1,115	686	528	438	439	450	476	512	547	577		
	(1) 支 払 利 息	1,573	952	523	365	276	277	288	314	350	385	416		
	(2) そ の 他	36	163	163	163	162	162	162	162	162	162	161		
	支 出 計 (D)	62,784	56,917	44,994	43,384	43,536	49,293	44,144	44,480	44,832	45,154	50,882		
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,461	500	500	△ 783	△ 6,404	△ 7,541	△ 6,569	△ 6,809	△ 6,929	△ 7,177	△ 11,194		
特 特 特	別 利 益 (F)													
	別 損 失 (G)													
	別 損 益 (F)-(G) (H)													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			1,461	500	500	△ 783	△ 6,404	△ 7,541	△ 6,569	△ 6,809	△ 6,929	△ 7,177	△ 11,194	

■資本的収支

(単位:千円)

年 度			本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分			(予算)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)	(推計値)
資本的収入 支出	資本的収入	1. 企 業 債	700		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		うち資本費平準化債											
		2. 他 会 計 出 資 金											
		3. 他 会 計 補 助 金	8,500	1,935	1,174	1,247	1,272						
		4. 他 会 計 負 担 金											
		6. 国（都道府県）補助金											
		8. 工 事 負 担 金	1										
		9. そ の 他											
		計 (A)	9,201	1,935	4,174	4,247	4,272	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	9,201	1,935	4,174	4,247	4,272	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	792		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		うち職員給与費											
		2. 企 業 債 償 還 金	24,480	23,208	15,661	12,852	6,177	5,005	4,814	3,623	2,460	1,639	1,743
		5. そ の 他											
		計 (D)	25,272	23,208	18,661	15,852	9,177	8,005	7,814	6,623	5,460	4,639	4,743
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		16,071	21,273	14,487	11,605	4,905	5,005	4,814	3,623	2,460	1,639	1,743	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	15,991	21,273	14,487	11,605	4,905	5,005	4,814	3,623	2,460	1,639	1,743	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	8											
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	72											
	計 (F)	16,071	21,273	14,487	11,605	4,905	5,005	4,814	3,623	2,460	1,639	1,743	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
企 業 債 残 高 (H)			77,177	53,969	41,308	31,456	28,279	26,274	24,460	23,837	24,377	25,738	26,995

○他会計繰入金

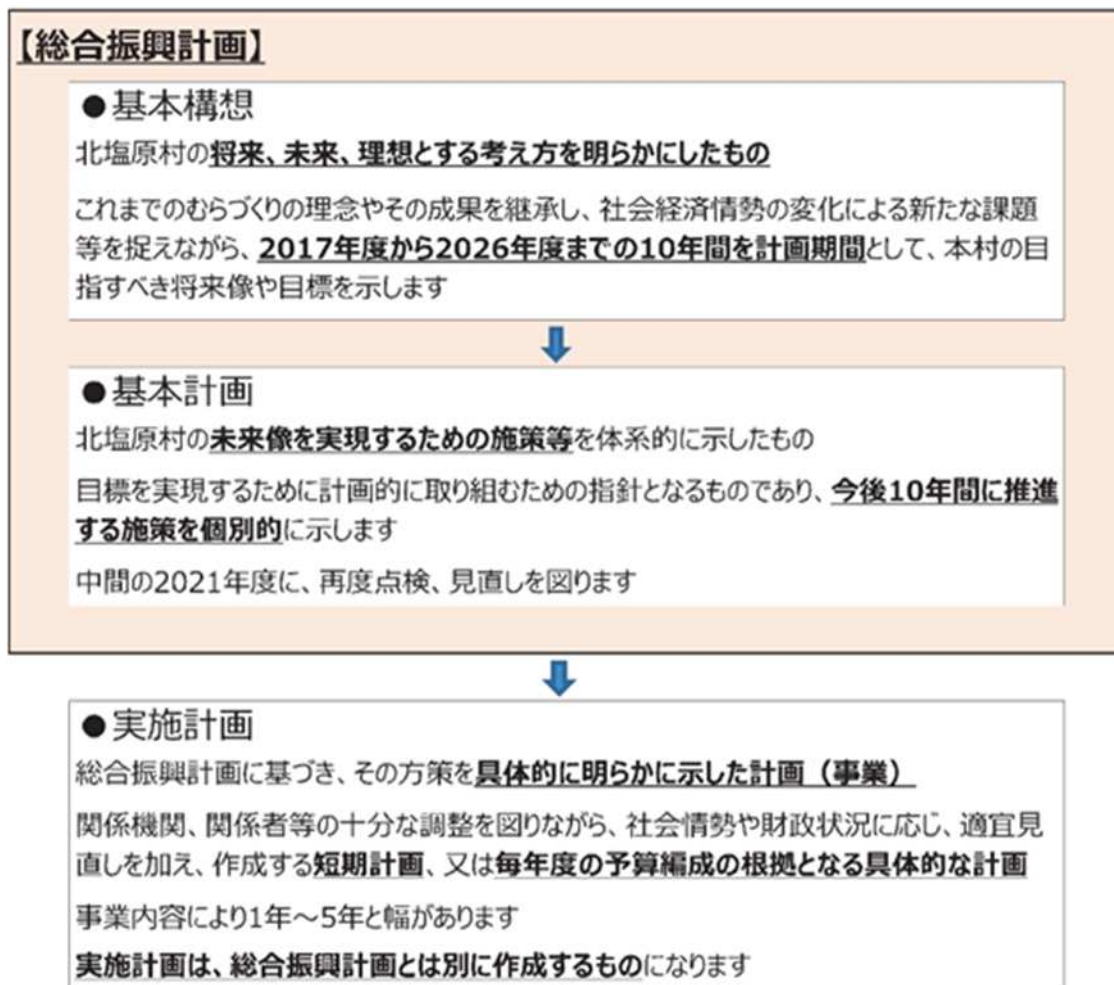
(単位:千円)

区 分		年 度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分			31,802	24,894	21,540	20,033	14,632	18,949	14,790	14,893	15,007	15,122	16,917
	うち基準内繰入金		17,427	10,002	5,702	6,309	14,632	14,711	14,790	14,893	15,007	15,122	15,231
	うち基準外繰入金		14,375	14,892	15,838	13,725		4,239					1,686
資本的収支分			8,500	1,935	1,174	1,247	1,272						
	うち基準内繰入金		8,500	1,935	1,174	1,247	1,272						
	うち基準外繰入金												
合 計			40,302	26,829	22,714	21,280	15,904	18,949	14,790	14,893	15,007	15,122	16,917

6 経営の基本方針

6.1 上位計画における下水道事業の整備方針

平成 29（2017）年 3 月に策定した「第五次総合振興計画」においては、村の目指すべき将来像や目標を以下のように示している。



当計画において、下水道事業は以下の方針を定めている。

- 下水道施設の長寿命化を進め、下水道未接続への加入を推進する。
- 複数ある処理施設の合理的な運営に努める。



○適正な污水处理体制の維持、管理

下水道設備の長寿命化を進めるとともに、下水道未接続者への加入を推進し、環境保全を図る。

複数ある処理場施設の合理的な運営にも努め、維持管理費の低減と污水处理体制の効率化を図る。

○下水道設備の管理、老朽設備の更新

6.2 広域化・共同化計画の取組

令和 5 年 3 月に福島県が污水处理事業の持続可能な事業運営を目的として「福島県污水处理事業広域化・共同化計画」を策定している。当村は会津方部に属し、「システム整備等の維持管理の共同化」と「ソフト面の共同化」として、人材育成や各種計画業務、災害時対応、下水道 PR・広報活動の共同化の計画及びロードマップを示している。

<システム整備等の維持管理の共同化（市町村間）>



ロードマップ（システム整備等の維持管理の共同化・市町村間）

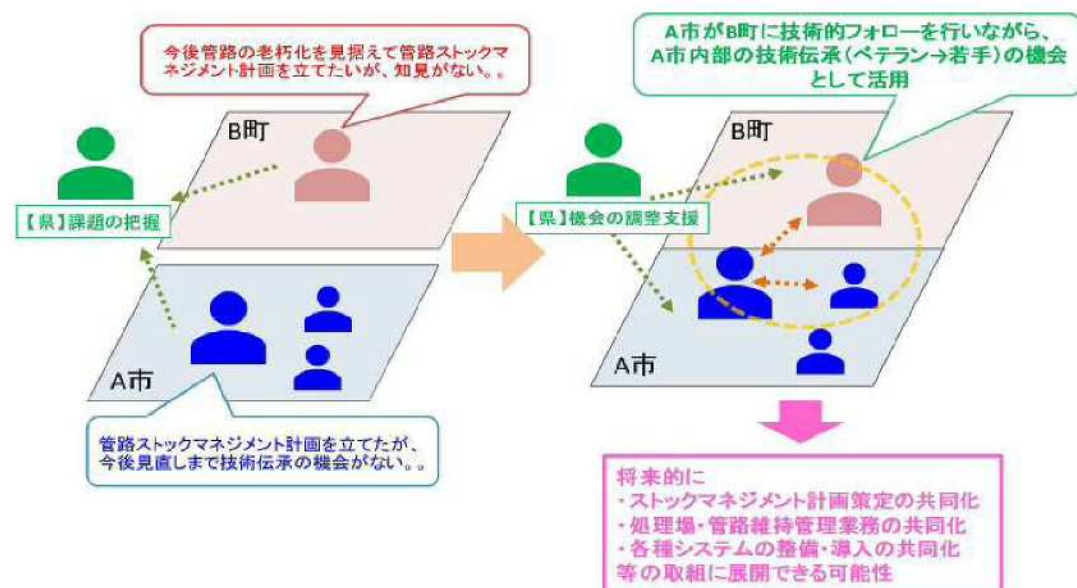
広域化に関わる 市町村、流域等	広域的な 連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022 （～R4）			
				短期 2023～2027 （R5～R9）	中期 2028～2032 （R10～R14）	長期 2033～2052 （R15～R34）
福島県	管路台帳システム整備・保守の共同化 （共同発注）	-	-	検討着手		

参考：福島県汚水処理事業広域化・共同化計画（R5.3）より

<ソフト面の広域化・共同化>

取組内容

- 人材育成の共同化（勉強会の共同開催）
- 各種計画業務の共同化（特定環境保全公共下水道との計画策定の共同化等）
- 災害時対応の共同化（災害時応援等）
- 下水道 PR・広報活動の共同化



<ソフト面の共同化イメージ>

広域化に関わる 市町村、流域等	広域的な 連携メニュー	連携に関わる 施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022 （～R4）			
				短期 2023～2027 （R5～R9）	中期 2028～2032 （R10～R14）	長期 2033～2052 （R15～R34）
（会津地方市町村）	人材育成の共同化（勉強会の共同開催等）	-	会津地方において勉強会を実施する			

参考：福島県汚水処理事業広域化・共同化計画（R5.3）より

6.3 農業集落排水事業の経営方針

経営分析の課題や「第五次総合振興計画」における下水道事業の方針を踏まえ、農業集落排水事業の経営方針を以下のとおりとする。

- ① 収入の増加
- ② 支出の削減
- ③ 広域化・共同化計画における、ソフトメニューの取り組みの推進

経営方針を実現するための取り組み

① 収入の増加

(1) 基本使用料の改定

令和5年度に、特定環境公共下水道と同時に基本使用料の1.7倍の増額改定を実施したところであるが、今後も段階的に基本使用料を改定する。改定に伴い、使用料単価も段階的に増加する。

表 6-1 基本使用料の改定（税抜）

	R5～R7	R8～R10	R11～R13	R14～
基本使用料	2,040 円	2,280 円	2,520 円	2,640 円
基本使用料 の改定率	—	R8/R5 1.12	R11/R5 1.24	R14/R5 1.29
改定後の 使用料単価	181.7 円/m ³	192.2 円/m ³	212.8 円/m ³	221.4 円/m ³

(2) 水洗化促進

今後の人口減少により有収水量の減少が予想されるが、水洗化への取り組みを継続的に行い、水洗化率の維持または向上を図る。

② 支出の削減

(1) 持続可能な管理運営

村の財政が非常に厳しいことから、緊急性の高いものから優先順位をつけた改築更新のみを実施し、可能な限りの長寿命化を行う。

施設の長寿命化のため、多量の温泉水処理による施設の負荷軽減や、経費回収率の向上を図るため、温泉水分の適正な使用料賦課を検討する。

(2) 包括的民間委託導入の検討

包括的民間委託は、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式であり、性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素としている。処理場・ポンプ場の維持管理のコスト縮減や合理化・高度化に向けた有効な委託手法である包括的民間委託の令和11年度からの導入を目指す。

③ 広域化・共同化計画における、ソフトメニューの取り組みの推進

令和4年度に策定された福島県の広域化・共同化計画における、ソフト面の取り組みを推進する。ソフト対策は、施設の統廃合等のハード対策と比較すると定量的な削減効果は得られないが、各種計画等の共同発注や広報活動等の共同化は、職員の人工が削減され、さらには広報活動のPR効果により接続率の向上にも繋げることができる。

また、人材育成のための勉強会への参加や災害時対応の共同化等、定性的な効果の大きい取り組みを近隣市町村との連携を図りながら推進し、特定環境公共下水道事業とともに安定的な事業運営を目指していく。

④ 主要な経営指標による目標値の設定

収入の増加と支出の削減は、主要な経営指標の経費回収率において、5年ごとに目標値を設定し管理を行う。達成状況や外部環境等を鑑み、5年に1度検証及び見直しを行う。

6.4 収支ギャップ解消の施策体系

収支ギャップの解消に向けた取り組みとして、収入の増加を目的とした基本使用料の改定、②支出の削減を目的とした老朽化対策、包括的民間委託の導入、③支出の平準化を体系的に示す。



図 6-1 収支ギャップ解消の施策体系

7 経営戦略の事後検証

本経営戦略では、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度を計画期間とし、経営戦略に掲げる基本方針と具体的な取り組みの推進に向け、PDCA サイクルにより、継続的な進捗管理を行い、経営改善や計画の見直し等に反映する。見直しは 5 年を目途に、必要に応じて目標値の修正などを行うものとする。

見直しにあたっては、昨今の電力使用料を始めとする物価上昇等を鑑み、汚水処理費用の見通しを再検証し、経営の安定化に向けて新たな取り組みを検討していく。



図 7-1 PDCA サイクルによる経営戦略の事後検証